

防災訓練等に関する職責一覧（抜粋）

		防災訓練等に関する職責
共通		<p>職責に応じて、<u>防災訓練等の主宰者・実務担当者として、防災訓練等の年度計画の策定、個別の防災訓練等の企画・立案、実施統制、訓練成果の評価・反映といった一連の訓練管理（※1）の業務を行う。</u></p> <p>（※1）「訓練管理」とは、訓練目標の設定、訓練計画の策定、訓練準備、訓練実施の統制、訓練成果の評価・反映等の訓練成果を累積し訓練目的を達成するための一連の業務をいう。</p>
	各課長（所属長）	<p><u>災対本部等各班長又は初期水防体制の班長として、班別訓練を主宰し、一連の訓練管理業務を行う。</u>副班長の任にある課長は班長を補佐する。また、道路パトロール、住宅被害調査等の個別対応チームを運用する班長は、場合は、当該チームの訓練を主宰し、一連の訓練管理業務を行う。</p> <p><u>災対本部等の各班業務を担う課長として、課として行う訓練を主宰し、一連の訓練管理業務を行う。</u></p>

危機事態区分毎の対応力発揮に関する到達目標（抜粋）

		災対本部等各班
自然災害	風水害	<p>頻発する短時間豪雨や予期されるスーパー台風等に対して、<u>初期水防班又は水防本部各班の職責に応じ、情報収集・共有、注意喚起を行い、また、事前水防措置、住民避難等の安全確保措置を適時に行うことができる。</u>また、<u>個別の救援ニーズに対し、班員の安全を確保しつつ、消防組織等と連携しながら適時・的確に対応して人的被害を防止するとともに、浸水・土砂災害・洪水被害・強風被害等を極限できる。</u></p> <p>河川氾濫や大規模土砂災害が発生した場合においても、<u>災対本部各班の職責に応じ、安全を確保しつつ、消防・警察、河川事務所・自衛隊等と連携し、救出・救助活動及び災害応急対策・復旧対策活動を的確に行うことができる。</u></p>
	地震災害	<p>① <u>南海トラフ地震臨時情報の発表に対して、地震災害警戒本部等各班・各課の職責に応じ、関連情報の収集・整理、全般対処構想の検討項目に応ずる対策案を迅速に立案し、現場対応できる。</u></p> <p>② 大規模地震災害に対して、<u>災対本部各班の職責に応じ、迅速に班員を招集し、災害様相・災害規模、職員参集状況及び応援部隊の来援状況等を踏まえ、「回す仕組み作り」のための災害応急対策に迅速に着手できる。</u>引き続き、県・国・関係機関、協力事業所、協力団体と連携し、被災者支援・被災者生活支援、ライフラインや重要インフラの応急復旧等、<u>市の全般対処構想に基づき、災害応急復旧活動を計画的に進めることができる。</u></p> <p>また、業務継続計画を踏まえ<u>平時の各課業務を適時再開できる。</u></p>

